

2022 年 10 月 31 日

お客さま各位

株式会社トマト銀行

投資信託「約款・規定集」の改正のお知らせ

平素はトマト銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、直接口座管理機関の変更に伴い、2022 年 11 月 1 日（火）に投資信託の「約款・規定集」を改正いたします。改正後の約款・規定集は店頭にてお受け取りいただけます。
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1.改正日

2022 年 11 月 1 日（火）

2.改正対象

約款・規定集

3.改正内容

直接口座管理機関の変更

以上

約款・規定集 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後	現行
投資信託総合取引約款 第2章 投資信託受益権振替決済口座管理 第23条（当社の連帯保証義務） 機構または直接口座管理機関である<u>日本証券代行株式会社</u>が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ①投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または直接口座管理機関である<u>日本証券代行株式会社</u>において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務 ②その他、機構または直接口座管理機関である<u>日本証券代行株式会社</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務	投資信託総合取引約款 第2章 投資信託受益権振替決済口座管理 第23条（当社の連帯保証義務） 機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ①投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務 ②その他、機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務